

広島市規則第 6 5 号

令和 8 年 6 月 2 6 日

広島市事務組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市事務組織規則の一部を改正する規則

広島市事務組織規則（昭和 5 5 年広島市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 項第 6 号中「。）」の右に「及び乳児等通園支援事業所」を加える。

第 4 5 条中「、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項に定める認定こども園として」を削り、「事務」の右に「及び乳児等通園支援事業の実施に関する事務（阿戸認定こども園にあつては、乳幼児の教育又は保育に関する事務）」を加える。

第 4 6 条中「、児童福祉法第 3 9 条に定める保育所として」を削り、「事務」の右に「（横川保育園にあつては、当該事務及び乳児等通園支援事業の実施に関する事務）」を加える。

別表の(2)の表広島市都市整備局指定管理者指定審議会の項中「広島城区域」の右に「並びに中央公園ファミリープール及びその周辺の区域」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。